

第一回國會議院運輸及び交通委員會會議錄第十八号

昭和二十二年九月二十三日(火曜日)

午後二時十三分開議

出席委員

委員長 正木 清君

委員 井谷 正吉君 重井 鹿治君

島上善五郎君 館 俊三君

原 彪君 山崎 岩男君

岡村利右衛門君 田村 虎一君

高橋 英吉君 中野 武雄君

増田甲子七君 木下 榮君

出席政府委員

運輸政務次官 田中源三郎君

運輸事務官 郷野 基秀君

委員外の出席者

専門調査員 岩村 勝君

九月二十日

遠州地区内における國營トラック運
營中止に關する請願(鈴木里一郎君
紹介)(第六二二號)

二俣、佐久間鐵道運成の請願(竹山
祐太郎君外一名紹介)(第六二五號)

松本よりの二路線並びに明科よりの
二路線及び山清路、上田間に國營バ
ス運輸開始の請願(増田甲子七君紹
介)(第六三七號)

奈良、上野間國營バス運輸開始の請
願(前田正男君紹介)(第六四四號)

西彼杵半島内に國營バス及び航路開
設の請願(本田英作君外一名紹介)
(第六六五號)

の審査を本委員會に付託された。
本日の會議に付した事件
道路運送法案(内閣提出)(第四七號)

○正木委員長 會議を開きます。

これより道路運送法案を議題として
質疑にはありますが、それに先だち、
念のためもう一度政府より本法案の趣
旨の説明を求めるところにいたします。
郷野政府委員。

○郷野政府委員 道路運送法案の提案
理由につきましては、さきに運輸大臣
に代りまして政務次官から御説明申し
上げましたが、私から法案の内容につ
きまして、概要を重ねて申し上げたい
と存じます。

現在道路運送に關する法律の體系と
いたしましては、まことに不十分で
ございまして、ただ自動車交通事業法
と自動車取締令とがあるものでござい
ますが、自動車交通事業法は、自動車
運送事業と自動車運送事業に關する事
業法規でございまして、自家用運送に關
する規定を缺いておられますし、自動
車取締令は自動車の交通取締りに關す
る警察法規でございまして、この兩者
間の法制上の連係につきましては十分
でないものがございするばかりでな
く、なお輕車輛運送につきましては、
從來營業取締りとしての府縣令が見受
けられておりました程度にすぎないの
でございまして、道路の運送につきま
して総合的に整備せられました法律制
度は、今日までこれを缺いておりまし
たような次第でございします。この法律
案は道路運送に關する總合法規といた
しまして、自動車運送事業及び輕車輛
運送事業、これを總稱いたしまして、
道路運送事業を申しております。これ

と自動車運送事業、自家用自動車並びに
車輛の構造検査及び整備をその對象と
いたして規定しております。この法
律案は九章六十七箇條及び附則九箇條
より成り立っております。第一章に
おきましては、總則としてこの法律の
目的と、この法律一般に通ずる定義を
規定いたしております。第二章におき
ましては、監理といたしまして、この
法律の一般的な運用に關する事項を規
定いたしております。第三章は自動車
運送事業、第四章は輕車輛運送事業、
第五章は自動車道及び自動車運送事業と
いうふうなことにいたしております。そ
れぞれ事業の監督に關する事項を規定
いたしております。第六章は國營自動車
運送事業及び國營自動車運送事業とい
たしまして、國營事業の開設運用に關す
る事項を規定いたしております。第七
章は自家用自動車の使用といたしまし
て、自家用自動車に對する適正な規範
の樹立をはかりまして、第八章におき
ましては、車輛といたしまして、自動
車及び旅客輕車輛の検査、整備及び自
動車の登録に關する事項を規定いたし
まして、車輛使用の適正化を期してお
ります。第九章は罰則でございしまし
て、罰則を規定しております。この法
律案の主要な點につきまして、概略を
以下御説明申し上げたいと存じます。

第一章におきまして、總則にはこ
の法律の目的と、この法律一般に通ず
る定義を規定いたしております。第一
條に掲げておりますこの法律の目的
は、同時に道路運送行政の指導理念で

もございまして、一見はなはだ抽象的
に書いてございするが、以下この法
律案の各條項に規定いたしてございす
る事項は、すべてこの理念の具體化せ
られたものと考えて差支えないものと存
じております。

次に第二章でございするが、この
章は監理といたしまして、この法律の
運用に關する事項を規定いたしてござ
います。このうち特に新たにこの法律に
より制度化せられるものとしたしまし
て、この七條の車輛検査官と、第八條
の道路運送委員會とがございします。こ
の法律案におきましては、車輛の機能
及び保安の適正化をはかりまして、輸
送力の向上に資しますため第八章に
おいて車輛の構造、検査及び整備に關
し必要な規定を設けてございするが、
この仕事は非常に技術的なものであり
ます。さばかりでなく、必要ありますとき
は車庫等を臨檢いたしまして検査をし
なければならぬのでございします。こ
の職務に従事する官吏吏員は一般官
吏、吏員とおのずから異なる性格をも
つものでありますので、車輛検査官の
制度を新たに設けた次第でございま
す。

次に第八章の道路運送委員會につ
いて申し上げます。現行法では事業の免
許や取消、停止等すべて行政官廳の自
由裁量行為でございするが、本法案
におきましては、できるだけ一般の聲
を聴きまして、行政の民主化をはかり
ますために、中央及び地方に道路運送
委員會を設けまして、行政官廳がこの

法律及びこの法律に基く政令、命令の
制定及び改正立案、免許基準の設定及
び變更、事業の免許停止、取消等をいた
しますときには、委員會の意見を徴
してしなければならぬこととしたし
ております。委員會の組織、運用その
他必要な事項は政令でこれを定めるこ
とにいたしてございするが、その組
織につきましては、地方委員會は各都
府縣から一人づつの委員を、それから
北海道におきましては數人の委員を知
事に推薦していただきまして、これら
組織をいたしまして、中央委員會は各
地方委員會の委員長をもつて組織する
ような構成にいたしたいと考えてござ
います。

次に第三章の自動車運送事業につ
いて申し上げます。第十條におきまして
事業の種類を一般事業と特定事業とに
大別いたしまして、それをさらに乗合
旅客、貸切旅客、積貨物、貸切貨物
にわけております。現行法におきま
しては法律において旅客自動車運送事
業、旅客自動車運送事業及び貨物自動
車運送事業にわけまして、さらに施行
規則におきまして、旅客自動車運送事
業を普通、路線、團體にわけ、さらに
また別の省令によりまして特定旅客自
動車運送事業を認めている。貨物自動
車運送事業につきましては、これを施
行規則におきまして普通と特定とにわ
けまして、さらにその普通を路線の有
無によりまして區域事業と區間事業に
わかつというふうな、まことに複雑な
分類でございするが、この法律にお

は、同時に道路運送行政の指導理念で

もございまして、一見はなはだ抽象的

に書いてございするが、以下この法

律案の各條項に規定いたしてございす

る事項は、すべてこの理念の具體化せ

られたものと考えて差支えないものと存
じております。

きましてはアメリカのコンモン・キヤリヤー、コントラクト・キヤリヤーといふような分類にならしまして、一般と特定と、事業を分類いたしました。在來に比しまして一段の正確さと妥當さを加えるようにいたしましたのでございます。なお現在の業者は、附則の第三條に規定いたします通り、別に命令の定めるところに従ひまして、それぞれ該當する新しい種別の業者となつたものとみなされることにいたしましたのでございます。

次に自動車運送事業を經營しようとする者は、第十一條の規定によりまして、事業計畫を定めて主務大臣の免許を受けなければならないことは現行法と同様でございますが、本法では第十二條において、自動車運送事業の免許に關し妥當な基準を設けてこれを公示しなければならぬように定めまして、この基準に適合する申請があつたときは、申請者が法律に定められた資格條項に該當するとか、その事業の經營によりまして公共の福祉に反するやうな結果を生ずる、競争をひき起すおそれがあるやうな場合を除きまして、原則として免許しなければならぬことをいたしました。免許の公正を期しておるのでございます。

次に第十五條及び第十六條において、運送約款を定めて、認可を受けた上でこれを公示することにいたしまして、從來やもしますれば、契約の内容が不明確なために責任の限度について争いを生ずることが多かつた弊害を改めまして、契約の公正化と簡易化をはかり、公益をはかつてまいりたいと存じております。これまた現行法にない規定でございます。

次に最近の事情を見ますと、事業の健全な發達をはかりますとともに、公共の福祉を確保するためには、現行法ではいろいろ不備な點が認められます。この點に關しまして新たに數種の規定をおくことといたしました。それはすなわち第十八條におきまして、公共の福祉に反する行為と、事業の健全な發達を阻害するやうな競争を禁止いたしました。第十九條におきまして、法律で定められた特定の場合のほかは運送の引受義務があるものといたしました。第二十條におきまして、申込の順序によりまして物品を運送しなければならぬと定めたことなどがこれでございます。その他公共の福祉を確保するため主務大臣は從前通り事業改善の命令、これは第二十四條でございます。運送命令、第二十六條でございます。等を發し得ますほか、事業の濫用等、第二十八條でございます。事業の停止、免許の取消、これは第三十條でございます。免許の失効、第三十一條、これらについての主務大臣の管理、業者の權利義務等は在來とほとんど變りございません。

次に第二十五條におきまして、第二十三條、第二十四條第十項の規定による他業者との連絡運輸、共同經營及び運輸に關する協定について、いわゆる独占禁止法の規定を排除しておりますが、これはいわゆる独占禁止法第二十二條の規定によりまして、特定の事業について特別の法律があり、事業者がその法律またはその法律に基く命令によつて行ふ正当な行為でございますので、同條第二項の規定によりまして本法第二十五條の規定をもつてこれを指定をいたしましたわけでございます。独占

禁止法の適用除外はこの二つの場合だけでございます。同法において公正取引委員會の認可を受けなければならないとされております事項、たとえて申しますれば、第二十八條の譲渡、合併等につきましては、本法によりまして主務大臣の認可を受けなければ効果を生じないと同時に、公正取引委員會の認可も受けなければならないことになつてございます。

次に第二十九條におきまして事業區域が東京都の區の區域あるいは政令の定めるところの區域内に限られております乗合旅客自動車運送事業につきまして、免許、運賃、料金の認可、事業計畫等の變更の認可、運輸に關する協定等は、都知事または市長の意見を徴しなければならぬことといたしております。これは市が地方公共團體のうち特に家族的な意味をもつ團體であることに基くものでございます。なお道路運送委員會に諮るべきものにつきましては、もちろんさらに道路運送委員會に諮ることは當然でございます。

次に第三十二條におきまして特定自動車運送事業には、その權利義務について一般事業よりも輕減した規定をおきました。これは特定事業が一般事業に比較いたしますと公共性が低いからであります。

次に第四章の輕車輛運送事業について申し上げます。輕車輛運送事業とは、第二條に定義いたします通り、他人の需要に應じ輕車輛を使用して旅客または物品を運送する事業であります。荷牛馬車による運搬業、旅客自動車、厚生車業、人力車業等であり、この事業は從來は府縣令等に任せ

られており、法律に基いていなかったものであります。年間約二億トンを輸送すると推定される陸上小運搬業を初め、道路運送の重要な一環をなしてありますので、道路運送における公共の福祉を確保し、また事業の総合的な健全な發達をはかる意味において、今回新たに本法に規定した次第であります。但しその公共性と機動性は自動車に比較して低度の状態であり、嚴重とせず主として届出で足りることとした次第であります。旅客輕車輛の車輛検査についても、その検査事務を市町村長に委託し、實狀に副うようにしたいと存する次第であります。

次に第五章自動車及び自動車道事業、第六章國營自動車運送事業及び國營自動車道事業についてであります。この規定はいずれも現行法のものに大差ありませんので、説明を省略させていただきます。

次に、自家用自動車に對する規定、すなわち第七章自家用自動車の使用について申し上げます。自動車は道路運送の中核とし、産業經濟活動の基礎であるにもかかわらず、現狀においてはその實在輛數も、その供給量も著しく不足しており、さらにまたガソリン、薪炭、タイヤ、チューブ等の所要諸費も非常に不足しておるのであります。従つて自動車は現在におきまして、最も使用効率を高めるように運營しなければならぬのであります。自動車の使用効率の點から考えますと、自己の所有物をのみ運送する自家用車が、業者の車に劣りますことは當然でありまして、効率の點だけから判断いたしますと、自動車は業者任せ

るのが最も適當といふことになるのであります。しかしながら業者の車だけでは賅いきれない部分も必然的にございますので、ここに自家用車の存在の意義があるのであります。従つて自家用車の使用効率の低いことは、自家用車を認めることに伴つて必然的に考えられることとあります。一部遊休輸送力を生じて、全體のためにロスとならないやうなところに自家用車が認められているのであります。

以上の觀點からいたしますと、自家用車と業者の車は、それらの分野において、互に侵すことなく、最高度に能率を發揮すべきものであります。自家用車の遊休輸送力を他に活用することにして營業の分野に乘出すことは、前申しましたように、すでに自家用の意味を没却するばかりでなく、現在輸送業者を中核として成り立つてゐる輸送の分野を攪亂し、輸送の秩序を混亂に陥れるもので、たとえその行為に直接附隨する一小部分の利益があつても、終局的には國民全體の利益を損うものであると申し得るのであります。輸送力の向上は、輸送の適正な秩序を確保して初めて期し得られるので、自動車の使用効率の向上もおのずからこの秩序の範圍内ではからなければならぬのであります。本法第一條に、この法律の目的として輸送の秩序の確立を第一に掲げたのもこの趣旨であります。

第七章の規定は、ただいま申し上げました趣旨から定められております。すなわち第五十二條に自家用車は對價を得てこれを運送の用に供してはならないと定め、第二項に、主務大臣の許可がなければ對價を得てこれを貸し渡してはならないと規定したのであります。

す。これはただいま申し述べました營業行為の禁止であります。また第五十三條に、主務大臣は自家用自動車の使用がこの法律の目的に照らし適正でないことを認めるときは、その使用を制限し、または禁止できると規定したのも同じ趣旨であります。本條において命令の定める乗車定員を有する乗用車を除いたのは、小型乗用車等その公共性の著しく低いと認められるものについての除外であります。本章に規定するところは、自家用車の不適正な使用の規正でありまして、本来の意味の自家用車の適正な使用は、産業經濟の上からも望ましいことと考える次第であります。

次に第八章車輛について申し上げます。車輛の検査は從來警察で行つてまいつたのでありますが、本法の施行により新たに運輸省の所管となるのであります。すでに自動車に關しまして、車輛検査以外の行政はすべて運輸省の所管でありますので、今回この移管により、窓口が一元化される等、一般の受ける利便はまことに大きいものがあると存じます。第五十四條は車輛検査の規定でありまして、車輛検査證、車輛番號等に關しましては從來と同様であります。第五十五條に車輛の整備の規定を設け、車の所有者または使用者に整備の義務を負担させることいたしました。現在車輛は老朽し、新車の供給の少いとき、整備は檢送力向上のポイントとなるからであります。行政廳は車輛が使用に適しないと認めるときは、必要な整備を命じ得ることとし、それに従わない者には、車輛使用を制限もしくは禁止することができるとしたのであります。第五十六

條の自動車の登録は現行自動車取締令の登録と同じ趣旨であります。なお旅客輕車輛の検査はその特殊性に基き、その検査事務を市町村長に委員してまゐりたいと考えております。

次に第九章罰則であります。從來は相當抽象的に規定してありましたが、刑罰法規はできるだけ具體的に條文に即して規定することが妥當と認められますので、さきにした次第でございます。同時に最近の状況に鑑みまして金刑も増加いたしました。

最後に附則であります。この法律の適正な運用をはかるためには、まず道路運送委員會を設置した上で、これに諮つて必要な政令、命令を定めていくこととなりますので、第一條で施行の期日は、各規定ごとに定めることとしたとして、道路運送委員會の規定から先に實施してまいりたいと考えております。第三條において自動車交通事業法またこれに基いてした處分は、この法律中にこれに相當する規定がある場合には、命令の定めるところによりまして、この法律に基いてこれをしるものとみなしますから、現在の自動車運送事業は、それ／＼命令の定める通り新しい種類の業者となるわけでありまして、また輕車兩運送事業者は施行後三箇月以内に届出をすればよいのであります。第四條に自動車運送事業組合及び同聯合會を解散することとしておりまして、なおその他必要な經過規定を置いてあります。

以上申し上げましたように、この法律では現行法に缺けております重要な規定をいろいろ設けまして、道路運送に關する總合法規として、道路運送の健全な發達をはかつておる次第でございます。

以上をもちまして御説明を終ります。

○正木委員長　それでは質疑は次會よりいたすことにいたしました。本日はこれにて散會いたします。次會は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時四十五分散會

第一類第十四号

運輸及び交通委員会議錄

第十八号

昭和二十二年九月二十三日

昭和二十二年十一月九日印刷

昭和二十二年十一月十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局